

65歳以上の方へ

介護保険制度のお知らせ

保険料の納入(決定)通知書 を7月中旬までに送付

保険料を納付書で納付する方には、納入通知書を送付します。

口座振替で納付する方、年金受給額から差し引かれる方(年額18万円以上の年金受給者)には、

決定通知書を送付します。

なお、これらは70歳以上の方が東京都シルバーパスを購入する際の必要書類として使用できます。再発行はできませんので、

大切に保管してください。

保険料の見直し

保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき改定されます。

令和6年度の保険料は、第9期事業計画(6~8年度)の策定に合わせ、介護保険サービスの利用見込み量などを基に見直しました。

詳しくは、介護保険料納入(決定)通知書に同封の案内、または、市ホームページをご覧ください。

保険料を納めずにいると、介護サービス利用料の自己負担

割合は通常1割~3割で、残額が介護保険から給付されますが、保険料を滞納すると次のとおり制限されます。

①1年以上の滞納=介護サービス利用料が全額自己負担となる。申請することで保険給付分が払い戻される

②1年6か月以上の滞納=①と同じに制限。ただし、払い戻される分から、滞納している保険料が差し引かれる

③2年以上の滞納=介護サービス利用料の自己負担割合が一定期間3割(自己負担が3割の方は4割)となるほか、高額介護サービスなどが受けられない

保険料の減免

災害など特別な事情がある場合、保険料を免除または減額する制度があります。

詳しくは、介護保険料納入(決定)通知書に同封の案内、または、市ホームページをご覧ください。

国民年金保険料の納付が困難な方へ

免除・納付猶予の制度をご利用ください

免除・納付猶予制度とは

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、免除または猶予される制度があります。

免除や猶予を受けないまま保険料を納めずにいると、障害のある状態になつたり亡くなつたりした場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れないことがありますので、申請してください。

○免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が免除されます(要件あり)。

免除には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部が免除され、残りの保険料を納付する「一部免除」があります。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。一部免除の承認を受けた方は、後日、年金事務所から送付される一部免除額用の納付書で、納期内に納めてください。

免除期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、将来受け取る年金額は、保険料を全額納付した場合に比べ、免除の内容・期間に応じて少なくなります。未納の場合は、受給資格期間に算入されません。

○納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます(要件あり)。

猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、将来受け取る年金額の計算には反映されません。

○保険料の追納

追納とは、免除・猶予期間から10年以内であれば、希望により後から保険料を納付できる制度です。

追納した期間は全額納付した期間と同じ扱いになり、将来受け取る年金の額を増やすことができます。

ただし、免除・猶予の承認を受けて3年度目以降は、当初の保険

料に加算金が上乗せされますので、早めの追納がおすすめです。

申請の受け付けは7月1日から

今年度分(令和6年7月~7年6月分)の免除または納付猶予を希望する方は、7月1日以降に市役所年金係または東部出張所で申請してください。後日、日本年金機構から結果通知が届きます。

昨年度分(5年7月~6年6月分)について全額免除または納付猶予の承認を受け、既に継続を希望した方は、申請する必要はありません。

申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請できます。

ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

○問い合わせ先

*申請書の提出=市役所年金係
*免除・猶予の承認、納付書の送付、追納の申し込み=立川年金事務所
☎042-523-0352